

定款施行細則

第1章 評議員の選出

第1条 評議員の選出は、当法人定款によるほかはこの定款施行細則（以下、「細則」という。）にしたがい、評議員選出委員会（以下、「選出委員会」という。）の審査によって行う。

2 評議員総数は、全正会員の 10%程度とする。

第2条 評議員になるための審査を受けようとする者は、細則第 14 条の諸条件をすべて具備していなければならない。

第3条 代表理事は、評議員の選出が行われる前年の 10 月末日までに、次の各号に定める事項を公示するものとする。

(1) 選出する評議員の総数
(2) 評議員候補者が提出する審査申請書の交付請求締切期日
(3) 前号の申請書の受理締切期日

第4条 評議員になるため審査を受けようとする者は、審査の行われる年の 1 月 31 日までに別に定める様式の評議員候補者審査申請書を選出委員会に提出するものとする。

第2章 評議員選出委員会の構成

第5条 選出委員会は、次の各号によって選出された評議員選出委員（以下、「選出委員」という。）をもって構成する。

(1) 理事 3 名
(2) 評議員たる委員 4 名

2 選出委員は、審査前年中の理事会において選出し、代表理事がこれを委嘱する。

第6条 選出委員会の委員長は、理事会において理事の中から選出し、代表理事がこれを委嘱する。

第7条 選出委員の再任は妨げないが、選出委員の半数は新任とすることを原則とする。

2 選出委員に欠員が生じたときには、理事会の議を経てこれを選出補充するものとする。

第3章 評議員選出の手順

第8条 選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。

(1) 代表理事は、選出委員会を招集する。
(2) 選出委員会の議長は、委員長とする。
(3) 選出委員会は、選出委員現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。なお、書面による意思表示は、出席とは認めない。

- (4) 選出委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (5) 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表 2 名が署名して事務所に保管する。
- (6) 選出委員会の議事は、公開しない。

第 9 条 理事会は、選出委員会の審査結果の報告を受け、評議員を選出する。

2 代表理事は、理事会の決議後速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知する。

第 10 条 評議員の選出は、4 年毎にこれを行う。

第 11 条 評議員再任候補者も、細則第 4 条及び第 14 条の審査手続にしたがうものとする。

第 12 条 評議員の任期は、審査の行われた年の定時社員総会当日から、次の審査が行われる年の定時社員総会の前日までとする。

第 13 条 評議員の選出に関して疑義が生じたときは、理事会の審議・決定にしたがうものとする。

第 14 条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりである。

- (1) 日本中毒学会正会員であり、かつ会費を完納していること。
- (2) 最近 5 年間に急性中毒に関する充分な業績があること。なお、業績の中に当法人機関誌に掲載論文があることが望ましい。
- (3) 評議員 2 名の推薦があること。ただし評議員再任候補者については推薦を必要としない。
- (4) 正当な理由なくして任期中に、定時社員総会を 3 回以上欠席した者は、評議員の再任候補者となる資格を喪失する。なお、書面表決者及び表決委任者は、評議員候補者の資格要件において、出席者とみなさない。

第 4 章 理事、代表理事及び監事の選任

第 15 条 理事及び監事の選出は、当法人定款によるほかは、この細則によって行う。

第 16 条 理事及び監事の候補者（以下、「候補者」という。）は、社員でなければならない。

第 17 条 候補者になろうとする者は、選挙の 20 日前までに当法人事務所に所定の届出をしなければならない。

第 18 条 社員は、他の社員を、被推薦者の承諾を得て、候補者として推薦することができる。

第 19 条 代表理事は、理事及び監事の選出が行われる年の 5 月末日までに、選出する理事及び監事の総数を公示するものとする。

第 20 条 代表理事及び常務理事は、理事の中から選出するものとする。

2 代表理事及び常務理事は、連続して 3 期を超えてはならない。

第 5 章 理事及び監事の選挙の手順

- 第 21 条 選挙にあたっては、代表理事が評議員の中から 2 名の選挙管理委員を委嘱する。
- 2 選挙管理委員は、理事及び監事の選挙を管理し、選挙に関し疑義が生じたときは、代表理事及び監事に報告する。
- 第 22 条 理事及び監事の選挙は、候補者が定数を超えた場合は、社員総会において出席した評議員の投票により行う。候補者が定数を超えない場合は、候補者をもって当選人とし、投票は行わない。
- 第 23 条 投票は、理事は 8 名を、監事は 2 名を連記し、無記名で行う。
- 2 投票については、委任状による投票は認めない。
- 第 24 条 以下に該当する投票は、その投票に関するすべてを無効とする。
- (1) 正規の用紙を用いないもの
 - (2) 候補者以外の氏名を記載したもの
 - (3) 前条第 1 項で規定した数以外の人数の氏名を記載したもの
 - (4) 同一氏名を重複して記載したもの
 - (5) 投票用紙を切り離したもの
- 第 25 条 選挙は、有効得票数が最も多い者から順次定数までの候補者をもって当選とする。
- 第 26 条 有効得票数の等しい候補者がある時は、選挙管理委員が立ち会う抽選によって順位を決定する。

第 6 章 委員会

- 第 27 条 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。
- 2 委員会の委員長は、理事があたり、委員は代表理事が委嘱する。
- 3 委員長の任期は 2 年とし、再任は妨げないが、連続して 3 期を超えてはならない。
- 4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。任期途中で選任された委員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

第 7 章 地方会

- 第 28 条 地方会は、原則としてその地方の当法人会員をもって組織する。
- 第 29 条 地方会は、毎年 1 回以上開催するものとする。
- 第 30 条 地方会は、当法人定款第 3 条に掲げる目的に則り、それぞれの会則を規定することができる。

第31条 地方会は、その申請にもとづき、理事会の議決及び社員総会の承認を経て認証される。

第8章 会費

第32条 当法人の会費年額は、次のとおりとする。

(1) 会費

正会員	10,000 円
賛助会員	一口 30,000 円

ただし、正会員が学生である場合に限り、会費を3,000円とすることができるが、この場合当該会員には当法人の発行する機関誌を送付しないものとする。

(2) 名誉会員は、会費の納入を要しない。

(3) 理事会で休会を承認された者は、会費の納入を要しない。

2 当法人の会費は、当法人が指定する方法で、当該年度開始日の前日までに1年分を一括納入しなければならない。

第9章 細則の変更

第33条 この細則の改正は、理事会の議決を経て社員総会で承認し、会員総会に報告しなければならない。

第10章 附 則

第34条 当法人の最初の評議員の任期は、細則第10条及び第12条の規定にかかわらず、就任後1年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の前日までとする。

- ・この細則は、2009年8月24日から施行する。
- ・この改正は、2010年7月22日から施行する。
- ・この改正は、2013年7月18日から施行する。